

派遣労働者等の 安全衛生管理について

令和7年2月4日（火）
福岡労働局 労働基準部 安全課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 第14次労働災害防止計画の概要
- 派遣労働者の労働災害発生状況
- 派遣労働者の安全衛生管理
- 請負における安全衛生管理
- 死亡災害の防止
- 労働災害の防止
- S T O P ! 転倒災害
- 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策



第14次労働災害防止計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

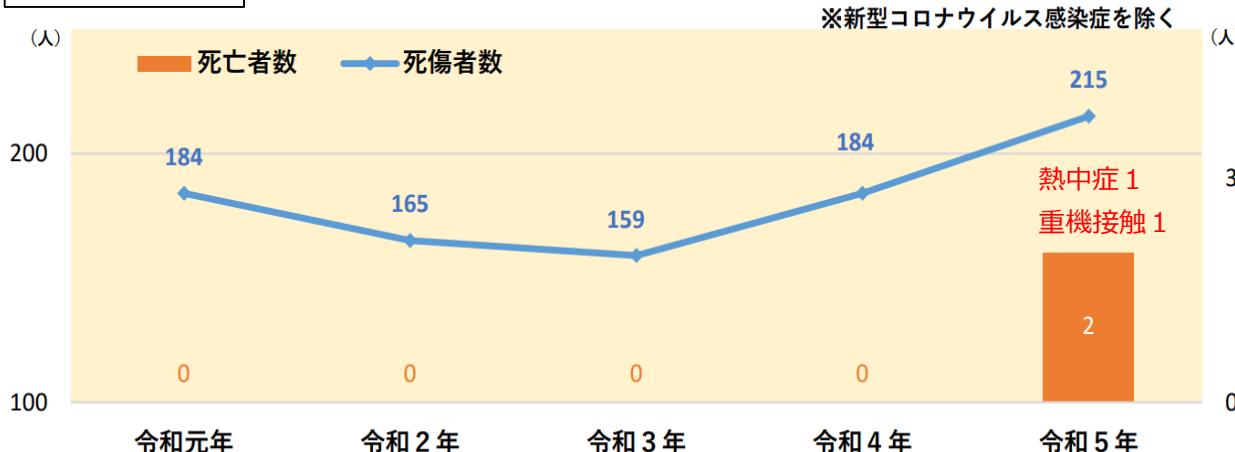
⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

派遣労働者の労働災害発生状況

福岡労働局

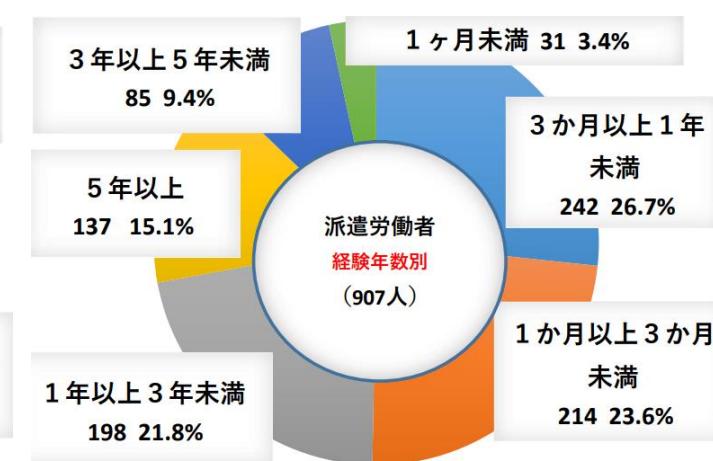
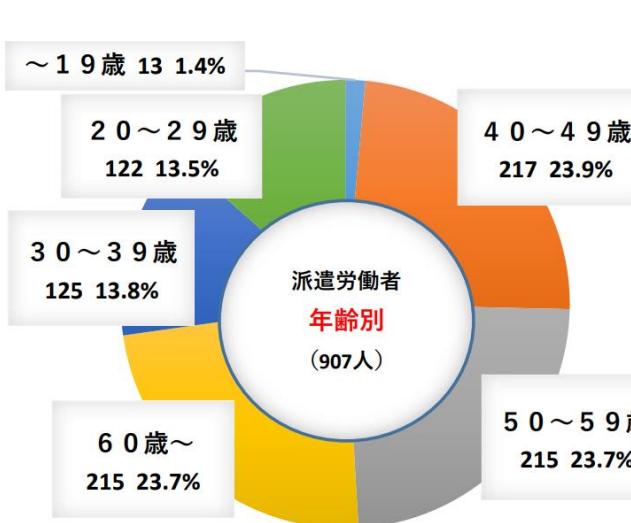
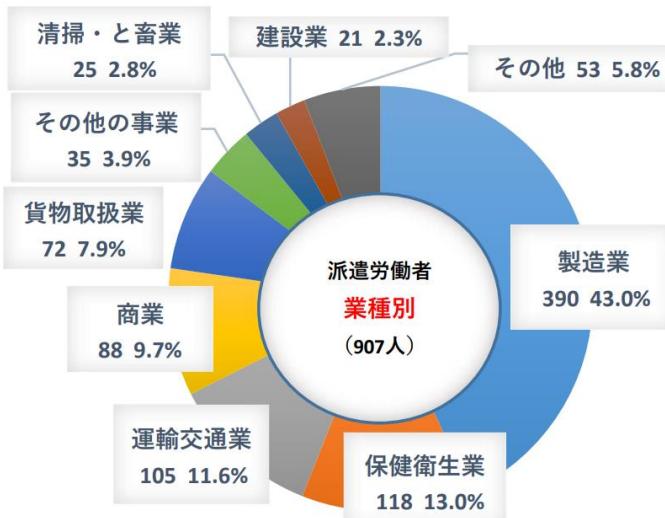
派遣労働者の労働災害の推移 (令和元年～5年)



出所：労働者死傷病報告

派遣労働者の労働災害の特徴

- 令和6年も増加傾向（死亡1人（熱中症））。災害発生率も高い（就労割合の約2.5%に対して約3.6%）。
- 事故の型別：転倒（28%）、腰痛等の動作の反動等（23%）で半数以上。
- 業種別：製造業が4割以上。
- 年齢別：40歳以上が7割以上。
- 経験年数：1年未満が半数以上。



派遣労働者の安全衛生管理

- 派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために

派遣労働者の 労働条件・安全衛生の確保のために ～派遣元・派遣先の責任区分の十分な理解と相互の連携を～

はじめに

派遣労働者にも当然に労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用され、原則として、派遣労働者と労働契約を交わしている派遣元（派遣会社）がその責任を負います。同時に、派遣労働者を指揮命令して業務を行わせるのは派遣先であるため、派遣労働者の保護の実効を期する上から一部の規定については派遣先に責任を負わせることとするなど、派遣元と派遣先との間で適切に責任を区分しているところです。

しかしながら、派遣労働者については、労働時間管理が適正になされず割増賃金が支払われない、機械等の安全措置が講じられていない、雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育や健康診断が実施されていないなど、法定労働条件に関する問題等がみられます。



派遣労働者の安全衛生管理

□ 派遣元が実施すべき重点事項

2 安全衛生教育等を適切に実施してください

派遣労働者は一般的な労働者に比べて業務の経験年数が短く、労働災害発生率が相対的に高いので、危険有害業務の有無にかかわらず、派遣労働者の作業内容に即した効果的な安全衛生教育を確実に実施する必要があります。

- ・ 派遣労働者を雇い入れたときや、派遣労働者の派遣先を変更するなど作業内容を変更したときは、遅滞なく、安全衛生教育を実施してください。
- ・ 派遣先で派遣労働者の作業内容が変更されたことを把握したときは、派遣先が行った作業内容変更時教育の実施結果を書面等で確認してください。
- ・ 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、次の事項に応じて、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容と時間をもって行ってください。

- ・ 作業内容
- ・ 取り扱う機械等や原材料等の取扱い方法、それらの危険性又は有害性など派遣労働者の安全衛生のために必要な事項

- ・ そのため、これらの情報を派遣先から事前に入手するとともに、派遣先に必要な協力を求めてください。

<派遣先からの協力の例>

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・ 教育カリキュラムの作成支援 | ・ 教育用テキストの提供 |
| ・ 講師の紹介や派遣 | ・ 教育用の施設や機材の貸与 など |
- ・ 派遣先に対し、安全衛生教育の実施を委託した場合は、その実施結果について書面等で確認してください。
 - ・ 特別教育が必要な危険有害業務に派遣労働者が従事する場合は、派遣先が実施した特別教育の実施結果を書面等で確認してください。

3 就業制限業務には有資格者を派遣してください

- ・ 派遣労働者が就業制限業務に従事することが予定されているときは、当該業務に係る有資格者を派遣してください。

<就業制限業務の例>

- ・ クレーン（つり上げ荷重 5 トン以上のもの）、移動式クレーン（つり上げ荷重 1 トン以上のもの）の運転
- ・ 玉掛け作業（つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- ・ フォークリフト等荷役機械（最大荷重 1 トン以上のもの）の運転
- ・ ガス溶接等

4 健康診断及びその結果に基づく事後措置等を確実に実施してください

一般健康診断を確実に実施してください

- ・ 常時使用する派遣労働者に対し、雇入れの際やその後 1 年以内ごとに 1 回、定期に、一般定期健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。



派遣先が実施した特殊健康診断の結果を入手し、保存してください

- ・ 派遣労働者に関する特殊健康診断の結果の記録の写しを入手し、保存してください。
- ・ 特殊健康診断の結果は、派遣元事業者から派遣労働者に通知してください。

派遣先における有害業務の作業の記録入手し、保存してください

- ・ 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録の写しを入手し、保存するとともに、健康管理に活用するよう努めてください。

6 心理的な負担の程度を把握するための検査等を適切に実施してください

- ・ 常時使用する派遣労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び面接指導等を実施してください。

派遣労働者の安全衛生管理

□ 派遣先が実施すべき重点事項

2 危険又は健康障害の防止措置を適切に実施してください

- 機械等の安全措置など派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に実施してください。

<プレス機械作業における危険又は健康障害の防止措置の例>

- プレスによるはさまれ災害を防止するための安全装置の設置
- 強烈な騒音を発する場合における防音保護具（耳栓）の支給

4 安全衛生教育等を適切に実施してください

派遣労働者を受け入れたときは

- 派遣元による雇入れ時等の安全衛生教育について、従事する業務に関し、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容の教育が実施されているかなど、その実施結果を派遣元に書面等で確認してください。

派遣労働者の作業内容を変更したときは

- 派遣労働者が異なる作業に転換したときや、作業設備、作業方法等に大幅な変更があったときなどは、作業内容変更時の安全衛生教育を行ってください。
- 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、安全衛生を確保するために必要な内容及び時間もって行ってください。

派遣労働者を一定の危険又は有害な業務に従事させるときは

- 派遣労働者が、その業務に関する特別教育を既に受けた者かを確認し、必要な特別教育を適切に行ってください。
- 特別教育を実施した場合は、その結果を派遣元に書面等により報告してください。

<特別教育が必要な危険有害業務の例>

- クレーン(つり上げ荷重 5 トン未満のもの)、移動式クレーン(つり上げ荷重 1 トン未満のもの)の運転
- 玉掛け作業(つり上げ荷重 1 トン未満のクレーン、移動式クレーンに係るもの)
- フォークリフト等荷役機械(最大荷重 1 トン未満のもの)の運転
- 動力プレスの金型等の取付け、取外し、調整
- アーク溶接等
- 研削といしの取替え等
- 特定粉じん作業

5 派遣労働者の安全な作業の確保のために

就業制限業務に係る資格の確認をしてください

- 就業制限業務に派遣労働者を従事させるときは、派遣労働者が当該業務に係る資格を有していることを確認してください。

<就業制限業務の例>

- クレーン(つり上げ荷重 5 トン以上のもの)、移動式クレーン(つり上げ荷重 1 トン以上のもの)の運転
- 玉掛け作業(つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーンに係るもの)
- フォークリフト等荷役機械(最大荷重 1 トン以上のもの)の運転
- ガス溶接等



6 特殊健康診断を確実に実施してください

特殊健康診断を確実に実施してください

- 一定の有害業務に常時従事する派遣労働者に対し、雇入れの際、当該業務へ配置替えの際やその後一定期間以内ごとに1回、定期に、特殊健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。

<特殊健康診断が必要な有害業務>

- ①高圧室内又は潜水の作業に係る業務、②放射線業務、③特定化学物質の製造又は取扱い業務、④鉛業務、⑤四アルキル鉛業務、⑥屋内作業場、タンク等の内部等における有機溶剤の製造又は取扱い業務、⑦粉じん作業

特殊健康診断の記録や事後措置の内容を派遣元に提供してください

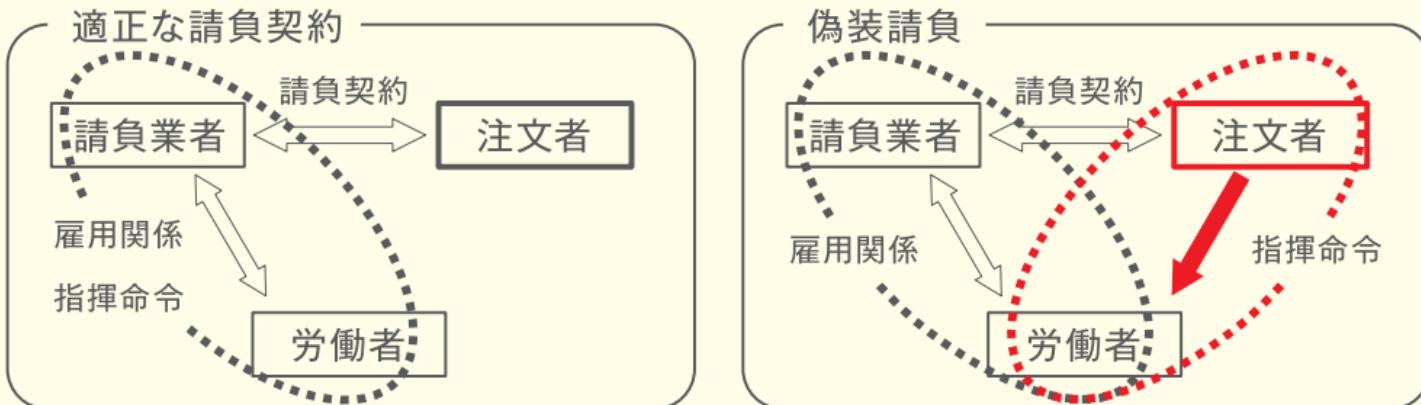
- 特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元事業者に送付してください。
- 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録を作成・保存するとともに、派遣元事業者に提供してください。

請負における安全衛生管理

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント

(3) 適正な請負

注文者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われても労働者派遣に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、注文者が負うことになります。



労働者派遣と請負の区分についての詳細は、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)』を参照してください。



請負における安全衛生管理

●事業者が実施すべき事項

元方事業者が実施すべき事項

- 1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
 - (1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等
 - (2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施
- 2 作業間の連絡調整の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- 4 作業場所の巡視
- 5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助
- 6 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 7 元方事業者による関係請負人の把握等
 - (1) 関係請負人の責任者等の把握
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の把握
- 8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 9 危険性及び有害性等の情報の提供
- 10 作業環境管理
- 11 健康管理
- 12 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等
 - (3) 適正な請負

関係請負人が実施すべき事項

- 1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任
- 2 作業間の連絡調整の措置の実施
- 3 関係請負人との協議を行う場への参加
- 4 クレーン等の運転についての合図の統一等
- 5 関係請負人に関する事項の通知等
 - (1) 名称等の通知
 - (2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知
- 6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- 7 危険性及び有害性等の情報の交付
- 8 健康管理
- 9 その他請負に伴う実施事項
 - (1) 仕事の注文者としての配慮事項
 - (2) 適正な請負

死亡災害の防止



死亡災害防止10則 チェックリスト



【高所からの墜落・転落災害の防止】

1 足場、作業床の端、開口部等の墜落危険箇所に手すり等を設置している。この設置が困難な時やスレート屋根上(歩み板等を設置した上)では、墜落制止用器具(安全帯)を着用し、かつ、必ず使用している。また、この取付のための丈夫で安全な設備(親綱等)を設けている。



【車両系建設機械等との接触災害の防止】

2 車両系建設機械等、いわゆる重機の走行や旋回など可動範囲内への立入禁止措置を徹底している。臨時に立ち入る必要があるときは、無線やグーパー運動(立入者がバーで合図し、重機運転手がバーで了解を示す。)等により確実に重機の運転を停止している。



【土砂崩壊災害の防止】

3 地山掘削や溝掘削の作業を行うときは、地質等の事前調査を実施し、その結果に基づく掘削方法や角度で作業を行っている。また、掘削の高さや深さに関係なく、地山に崩壊のおそれがあるときは、土止め等の措置を講じている。



【クレーン災害の防止】

4 クレーン等の玉掛け作業では、333運動(地切り30cm以内、3秒以上停止、3m以上離れて合図)等により荷への接触防止措置を講じている。また、荷の運搬中もその下方には入らず、荷の位置調整や保持等を行う必要があるときは、手鉤棒や介錯ロープ等を使用している。



【機械はまれ・巻き込まれ災害の防止】

5 機械の掃除、給油、検査、修理、調整(原材料や異物の除去、不具合解消のための一時的な作業や機械の設定を含む。)を行うときは、確実に機械の運転を停止している。また、機械運転停止時は、起動装置に錠をかける、表示板を取り付ける等の措置を講じている。



福岡労働局

STOP ! 死亡災害

安全第一 再考運動



死亡災害の防止

6	【フォークリフト災害の防止】 <p>フォークリフト作業では、事前に、その能力や作業場所の広さ等に応じた作業計画(運行経路や作業方法等を示したもの)を定め、かつ、徹底している。また、フォークリフトの作業範囲内への立入禁止、急発進・急旋回・急停止の禁止、用途外使用の禁止等を徹底している。</p>	<input type="checkbox"/>
7	【荷役災害の防止】 <p>貨物自動車の荷台での作業では、墜落時保護用の保護帽の着用、安全な昇降設備の使用を徹底している。また、荷台端での後ずさり作業の禁止、三点支持による昇降、貨物自動車の停車時の逸走防止等に関する教育を徹底している。低所でも油断せず、1mは一命取る！</p>	<input type="checkbox"/>
8	【交通災害の防止】 <p>安全運転、危険予知・かもしれない運転、体調管理、3つの余裕(時間・車間距離・気持ちの余裕)等に関する教育を雇入時や定期的に実施している。また、取引先等と連絡調整した上、安全に配慮した運行計画を策定している。危険マップ作成、車両点検、点呼等も行っている。</p>	<input type="checkbox"/>
9	【有害物との接触災害の防止】 <p>一酸化炭素中毒、酸欠、化学物質による障害等、有害物との接触のおそれがある作業(特に急きよ生じた非定常作業)を行うときは、事前に作業計画を策定した上、換気や置換(ページ)等による有害物の除去、有効な保護具・保護衣・検知器の着用等の措置を徹底している。</p>	<input type="checkbox"/>
10	【熱中症の防止】 <p>WBGT値(暑さ指数)を考慮した作業時間・休憩時間、<u>暑熱環境への順応期間(夏季休暇明けも注意)の設定</u>、冷房・送風機・日よけ等の設置、休憩場所の確保、プレクーリング、水分・塩分の適宜補給、<u>当日の体調や健康管理、応急時の措置方法や医療機関の周知等</u>を行っている。</p>	<input type="checkbox"/>



労働災害の防止

不安全行動防止10則 点検表



1	【経営トップの決意表明】 経営トップ自らが安全衛生方針を決意表明し、全体の安全衛生意識の高揚を図っている(安全文化の醸成)。 不安全行動しないさせない見過ごさない！	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

2	【安全衛生管理体制の整備】 業種や労働者数に応じて安全衛生管理体制を整備し、各管理者に職務を遂行させている。第三次産業においても安全の旗振り役となる安全推進者を選任している。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------



3	【安全衛生パトロールの実施】 管理者による安全衛生パトロールを定期的に実施している。また、労働者参画型パトロール等も実施し、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図っている。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

福岡労働局

4	【作業や移動に適した環境の整備】 作業に適した環境(周辺も含む)の整備、移動しやすい安全通路の確保、滑りにくくつまずきにくい作業靴の導入、荷の重量・作業姿勢の周知等を行っている。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

STOP ! 労働災害

転倒・腰痛災害等

撲滅運動

5	【安全作業マニュアルの作成】 労働者からの意見を聴取した上、作業面だけでなく、安全面の順守ポイントを含めた履行しやすい安全作業マニュアルを作成し、定期的に教育している。	<input type="checkbox"/>
---	--	--------------------------

労働行動の防止

6	【安全衛生教育の実施】 新人や異動者への雇入時教育等(ティーチング)、定期的な対話教育(コーチング)、階層別教育等を実施している。 How to(やり方)だけでなく、How why(なぜ)も!	<input type="checkbox"/>
7	【リスクアセスメントの実施】 リスクアセスメントを実施している。実施しているときは、リスクの低減措置を①本質安全化、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具使用の順で講じている。	<input type="checkbox"/>
8	【ヒューマンエラーを考慮した設計】 ヒューマンエラーは人間特性(機械の異物除去で咄嗟に手が出る等)でも生じるのでフルプルーフ(危険源への覆い、インターロック等)等により設備設計を行っている。	<input type="checkbox"/>
9	【危険の見える化】 危険ポイントに危険認識や作業上の注意点を分かりやすく知らせることができるようステッカー貼付や掲示等を行い、見える化を図っている。	<input type="checkbox"/>
※ 10	【高年齢労働者にも配慮した環境の整備】 エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者でも働きやすい環境(段差、照度、文字、音等)の整備、体操の励行(<u>若年・中年も(筋肉貯金)</u>)等を行っている。	<input type="checkbox"/>

STOP ! 転倒災害

STOP ! 転倒災害

福ウォーカーで滑らナイス!!

転倒災害が増加、事故の型で最多（約1/4）!!
被災者の約半数が高年齢労働者（60歳以上）!!

降雨、積雪、気温など
環境に起因した転倒も多く発生しています!!

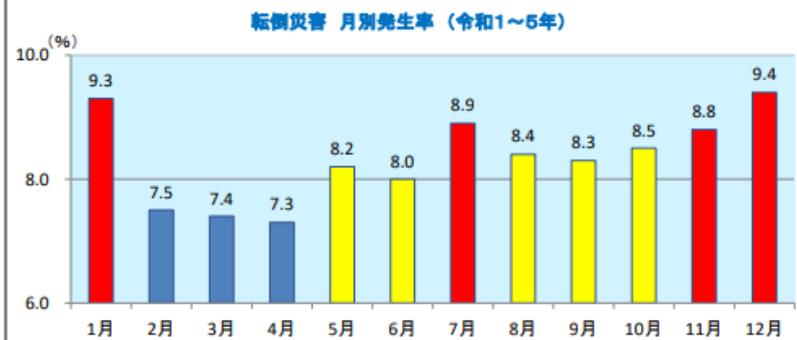
降雨や積雪時、滑りやすい床面などを移動するときは、
いわゆる

『ペンギン歩き（福ウォーカー）』⇒

をイメージした
普段とは異なる歩き方を意識し、転倒災害の防止に努めましょう。

- 小さな歩幅で歩く。
- 足を軽く浮かせて歩く。
- 靴底全体をつけてベタ足で歩く。
- 体の重心を少し前方にして歩く。
- やや下向きで路面確認して歩く。
- 金属面など滑りやすい箇所を避けて歩く。
- 耐滑性（グリップ力）のある靴で歩く。
- 急がず焦らず余裕をもって歩く。

また、裏面には『転ばぬ先の11話』も掲載しています
ので、是非ご活用ください。



STOP ! 転倒災害

転ばぬ先の 11 話



- 1 足元に物置かず、床も通路も整理整頓
- 2 ぬれた床など転倒要因すぐ対処
- 3 ながら歩き、ポケ手（ポケットに手）しない
- 4 足元がはっきり見える明るさ確保
- 5 作業と足に適した靴を正しく着用
- 6 掲示などで危険箇所の見える化を
- 7 足元が見えない状態で荷物運ばず
- 8 ヒヤリハットで転倒リスクの共有を
- 9 日常的な体操や運動で体力づくり
- 10 転倒防止の教育を定期的に実施
- 11 あわてない あわてない 一呼吸 一呼吸



転倒災害対策



福岡労働局

STOP ! 転倒災害
リーフレット

高年齢労働者の労働災害防止対策

□ 高年齢労働者の安全と健康確保にためのガイドラインに基づく措置

- 職場環境の改善（階段に手すりの設置、通路の段差の解消、作業場所の照度の確保、防滑靴の利用等）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握（健康診断の確実な実施、体力チェック等）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（労働時間の短縮、作業の転換等）
- 安全衛生教育
- 自らの健康づくり（ストレッチや軽いスクワット運動、食習慣や食行動の改善等）

エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

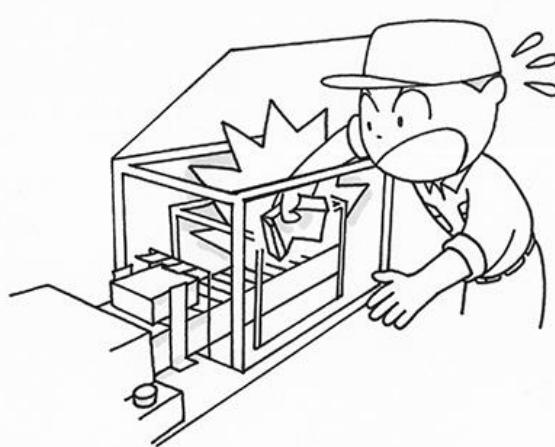
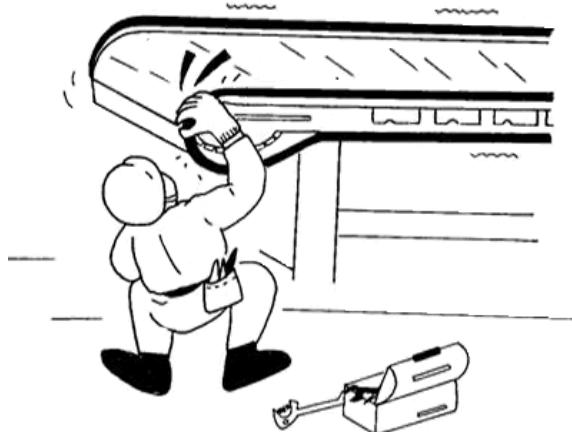
こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒灾害、墜落・転落灾害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。



高年齢労働者の安全
衛生対策について

製造業における労働災害防止対策

- 機械の危険部分への覆いの設置等による**はさまれ・巻き込まれ等防止対策**の実施
- **機能安全**を活用した機械設備安全対策の推進
- **作業停止権限**等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- 高経年施設・設備の計画的な**更新、優先順位**を付けた点検・補修等の実施
- 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、**自主的なリスクアセスメント**の実施



製造業向け
未熟練労働者に対
する安全衛生教育
マニュアル